



北斗市 農業委員会だより

編集発行
北 斗 市
農 業 委 員 会
☎0138(77)8811



学校給食で食べているお米（ふっくりんこ）への意識・理解を深めることを目的に、市内の小学生を対象にした田植え体験が行われました。
(主催 北斗市農業振興対策協議会)

農
業
委
員
会
だ
よ
り



会 長
木 村 英 一

「農業委員会だより」の発行にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より農業委員会活動に対し、深いご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

平成二十八年の農業委員会等に関する法律の改正により、委員の選挙制度の廃止、委員定数の見直し、農地利用最適化推進委員を設けるなど大幅な見直しの中、北斗市農業委員会は平成二十八年四月から新体制となり、農地の売買や貸借又は農地転用などの許可、農地相談や農地巡回などによる農地問題の解決、遊休農地の発生防止や解消、新規就農者への助言など、農地・農家に関する問題を解決してまいりました。

現農業委員・推進委員の任期も残すところ三ヶ月あまりとなりましたが、農業を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、四月にスタートする新体制においても、皆様のご期待に応えるよう、農業委員・推進委員一丸となって諸問題の解決にあたる所存でございますので、今後ともご理解ご協力をお願い申し上げます。農業委員会だより発行にあたっての挨拶といたします。

農業委員会はこんな活動をしています！

農業委員会総会(毎月)



農業委員14名により農地法等の申請内容を審議及び許可決定する場です。

農地現況調査(毎月)



申請の土地が農地か非農地であるかを調査します。法務局に登録されている土地の地目変更登記を行う際に必要な書類を発行します。

農地巡回(毎月)



北斗市内の農地を巡回し、必要に応じて指導をします。近年は雑草が繁茂して管理がされていない農地が多くなってきております。

作況調査(9月開催)



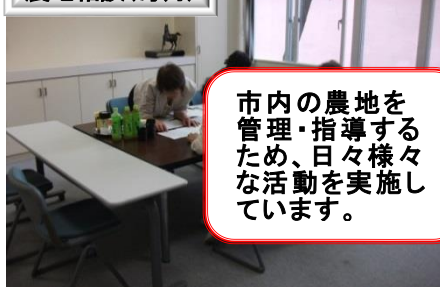
収穫前に市内の田んぼを巡回し、今年の稲の生育状況を確認しています。

研修会(年2回開催)



日々変わる農業情勢について、毎回テーマを設けて研修会を開催し、委員自身の見聞を広げております。

農地相談(毎月)



市内の農地を管理・指導するため、日々様々な活動を実施しています。

農業者の様々な農地問題等を解消するため、農地相談日を設けております。相談日は市の広報にも掲載しております。

農 地 に 関 す る Q & A

Q. 農地を相続した場合でも農業委員会の許可が必要でしょうか？

A. 相続は農地の売買・賃貸借等のように権利の設定や移転のための法律行為ではないことから、許可の対象にはなりません。ただし、相続や時効取得で農地の権利を取得する場合には、農地法の規定により、その権利取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に農業委員会への届出をしていただくことになっております。

Q. 現地には建物が建っているのに、登記簿の地目が「農地」になっています。この場合はどうすればいいのでしょうか？

A. 現況が宅地等の【農地以外】である場合、転用等の許可は必要ありません。事前に登記簿の地目を農地以外に変更する必要があります。現況証明書というのは、このような地目変更の登記申請の際に添付するものですが、厳正な現地調査をしたうえで発行するので、詳細は農業委員会事務局（総合分庁舎内）へお尋ねください。

Q. 高齢となり農地の管理ができません。誰か農地を借りてくれる人や買ってくれる人がいないのでしょうか？

A. 農業委員会では「あっせん申し出」という制度があります。この申し出が出された後、農業委員会では担当委員を決めて、農地を借りてくれる・買ってくれる農業者を探します。ただし、普通の不動産同様に必ず相手が見つかるとは限りませんので、その間は所有者の方が農地を管理する義務があります。「あっせん申し出」は農業委員会事務局にある所定用紙への記入が必要ですが、地区担当委員（最終ページへ掲載）へご相談いただいても構いません。

Q. 農地の転用とはなんですか？

A. 農地を農地でなくすることです。すなわち、農地を住宅、駐車場、資材置き場、店舗、山林などの用途に転換することです。全ての農地が転用許可の対象となります。登記簿上は農地でなくても現在農地として使用している土地も含まれますし、未管理の農地でも農地として農地台帳に登録されている農地も含まれます。

農地転用ができない箇所や、許可書の発行までに時間がかかりますので、事前に農業委員会事務局（総合分庁舎内）へお尋ねください。

Q. 一時的な農地の転用でも許可が必要ですか？

A. 一時的であっても農地を農地以外として使用する場合には許可が必要です。許可書の発行までに時間がかかりますので、事前に農業委員会事務局（総合分庁舎内）へお尋ねください。

Q. 許可を受けずに農地の転用を行ったらどうなりますか？

A. 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられることがありますので、事前に農業委員会事務局（総合分庁舎内）へお尋ねください。

Q. 農地を管理することができない。このままだと雑草が生えて近隣の方に迷惑をかけるかもしれない。どうすればいいのでしょうか？

A. 所有地の管理は所有者の義務ではありますが、ここ最近、様々な理由により、管理ができないという相談が多くなっていきます。ただ、農地が管理されていないと、雑草が生い茂り、病害虫やキツネ等が生息し、近隣の住民や農作物に悪影響を及ぼします。また見通しが悪くなるため、不法投棄等の事案にも発展する可能性が考えられます。

農業委員会ではこういった未管理農地を発見し次第、所有者へ文書を発送し農地管理のお願いをしております。

ご自身で管理ができない場合は、草刈り業者等のあっせんもしております。農地をそのまま放ったらかしにしていることで、迷惑をしている方が必ずおりますので、気軽に農業委員会事務局（総合分庁舎内）へご相談いただければ幸いです。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

【募集人数】 **農業委員 14 人**・**農地利用最適化推進委員 10 人**

主な業務 ●農地法及び関連法に基づく、審査・許可等の業務
●農地等の利用の最適化を推進するための業務
●農家からの相談対応及び助言・指導業務
●各種会議、研修会等への出席

任期 3年間（平成31年 4月 1日から平成34年 3月31日まで）

身分 北斗市の特別職の非常勤職員

報酬 [農業委員] 年額：361,200円 [推進委員] 年額：252,840円

応募資格 農業に関する識見及び農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、更には農業委員会の所掌に属する事項及び担当する区域において、その職務を適切に行うことができる者
※次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- (1) 北斗市に住所を有しない者（ただし特別な事情がある場合は、この限りでない）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公務遂行上適当と認められない者

募集期間 **平成31年 1月 4日（金） から 平成31年 1月31日（木） まで**
※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。

応募方法 ●自薦、または他薦（団体推薦または農業者3名以上の連名による推薦）による。
●農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募ができます。（兼務は不可）
●規定の様式に必要事項を記入の上、農業委員会事務局 及び 農林課へ提出（持参）してください。
●提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

規定の様式は、農業委員会事務局 及び 農林課に設置しています。

受付時間 午前8時30分 から 午後5時まで（土日祝日は受付しません）

受付場所 農業委員会事務局 及び 農林課（持参願います）

応募状況の公表 ●推薦を受けた者及び募集に応じた者については、法律により、情報公開を義務づけられておりますので、応募期間中及び期間終了後遅滞なく、氏名、年齢、職業等を北斗市ホームページ及び掲示板等にて公開いたします。

選任の方法 ●農業委員については、提出された書類をもとに市長が北斗市農業委員候補者評価委員会に候補者の選考を求めます。その後、評価委員会からの意見報告を受け、報告を受けた委員候補者の中から委員に任命する予定の者（以下「委員任命予定者」という。）を決定のうえ、当該委員任命予定者について、北斗市議会の同意を得て、委員を任命します。

●推進委員については、提出された書類をもとに農業委員会が北斗市農地利用最適化推進委員選考委員会に候補者の選考を求め、農業委員会総会における合議により決定し、委嘱します。

農業委員の選任に当たって配慮しなければならない要件

- 農業委員の過半数は、【認定農業者】が占めること。
- 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること。
- 年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮すること。

問い合わせ先【提出先】

北斗市本町1丁目1番1号 北斗市総合分庁舎内 北斗市農業委員会 ・ 北斗市農林課

電話：77-8811 FAX：77-9825

北斗市農業委員会総会等日程一覧

北斗市農業委員会総会開催日	議案締切日	現況調査日	現況締切日	農地相談日	農地巡回指導日
第35回 平成31年 1月30日(水)	1月15日(火)	1月10日(木)	1月 7日(月)	1月15日(火)	
第36回 平成31年 2月27日(水)	2月15日(金)	2月13日(水)	2月 6日(水)	2月15日(金)	
第37回 平成31年 3月28日(木)	3月15日(金)	3月13日(水)	3月 6日(水)	3月15日(金)	
第1回 平成31年 4月 1日(月)					
第2回 平成31年 4月25日(木)	4月15日(月)	4月10日(水)	4月 3日(水)	4月15日(月)	4月16日(火)
第3回 平成31年 5月30日(木)	5月13日(月)	5月15日(水)	5月 8日(水)	5月15日(水)	5月16日(木)
第4回 平成31年 6月27日(木)	6月14日(金)	6月12日(水)	6月 5日(水)	6月17日(月)	6月18日(火)
第5回 平成31年 7月25日(木)	7月15日(月)	7月10日(水)	7月 3日(水)	7月16日(火)	7月17日(水)
第6回 平成31年 8月29日(木)	8月15日(木)	8月14日(水)	8月 7日(水)	8月15日(木)	8月16日(金)
第7回 平成31年 9月26日(木)	9月13日(金)	9月11日(水)	9月 4日(水)	9月17日(火)	9月18日(水)
第8回 平成31年10月24日(木)	10月15日(火)	10月 9日(水)	10月 2日(水)	10月15日(火)	10月16日(水)
第9回 平成31年11月28日(木)	11月15日(金)	11月13日(水)	11月 6日(水)	11月15日(金)	11月18日(月)
第10回 平成31年12月19日(木)	12月 6日(金)	12月 5日(木)	12月 4日(水)	12月16日(月)	
第11回 平成32年 1月30日(木)	1月15日(水)	1月15日(水)	1月 8日(水)	1月15日(水)	
第12回 平成32年 2月27日(木)	2月14日(金)	2月12日(水)	2月 5日(水)	2月17日(月)	
第13回 平成32年 3月26日(木)	3月13日(金)	3月11日(水)	3月 4日(水)	3月16日(月)	

～ 農業や農地に関するご相談等、お気軽にご連絡ください ～

第5期 北斗市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員名簿

【農業委員】任 期 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		【推進委員】任 期 平成 28 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
氏 名	主な担当地区	氏 名	主な担当地区
和田 勝 雄	細入、本町	高 橋 俊 博	追分・中央地区、茂辺地・当別方面
高 田 和 廣	文月、村内、向野	時 田 孝 喜	清川、野崎、中野
山 上 慶 廣	萩野、一本木	梶 澤 健 一	大工川・中央地区、茂辺地・当別方面
日 笠 朝 子	細入、本町	坂 本 常 光	稲里、市渡、中山、村山
東 寺 友 一	大工川、押上、添山、桜岱、水無、三好	鹿 角 昭 夫	白川、本郷、細入、本町
山 田 長 政	追分、七重浜、久根別、東浜	鈴 木 敏 勝	稲里、市渡、中山、村山
齊 藤 秀 樹	開発、清水川	小 山 内 吉 美	開発、清水川
佐々木 秀 樹	稲里、市渡(長橋含む)	加 藤 美 智 子	開発、清水川、東前、千代田、南大野
東 寺 百 合 子	大工川、押上、添山、桜岱、水無、三好	島 津 清 美	東前、千代田、南大野
原 田 武 幸	白川、本郷	中 川 哲	萩野、一本木
澤 田 亨	東前、千代田、南大野		
落 合 修	中央地区、茂辺地・当別方面		
吉 田 勝 幸	市渡(長橋除く)、中山、村山		
木 村 英 一	清川、野崎、中野		



未来の自分へ贈り物♪ 農業者年金

国民年金に+ (プラス) 農業者年金で豊かな老後を送りましょう!
 農業者年金は、ご自身が支払った年金保険料とその運用実績で受け取る年金額が決まる「積立方式」の公的年金です。

- 【加入要件】 ①年間60日以上農業に従事していること
 ②国民年金第1号被保険者であること (保険料納付免除者は除く)
 ③60歳未満であること (農地を所有していなくても可)
- 【おすすめポイント】 ①保険料の金額は経営状況や老後設計に応じてご自身で設定 (いつでも変更)
 ②納めた保険料は社会保険料控除の対象 (所得税、住民税の減額)
 ③終身年金で、しかも80歳まで保証 (万一、80歳前に亡くなられた場合は、受取り年金相当額を遺族へお支払い)
 ④一定の要件を満たす人には保険料の国庫補助あり



加 花 時 原 山 日 吉
 藤 澤 田 田 田 笠 田
 美 健 孝 武 長 朝 勝
 智 子 一 喜 幸 政 子 幸

編集委員

営農や暮らしの情報がいっぱい!



毎週金曜日発行
 年8,400円(税込)
 月700円

■購読の申込みは市農業委員会へお気軽に連絡ください。 ☎ 77-8811
 ■発行所 全国農業会議所